

総所得金額等の計算書 (通知書の別表の「所得金額」欄の⑥、⑦及び⑧の各欄の金額は、この計算書によって計算してあります。)
(純損失等の繰越控除用)

平成 年分

1 純損失の繰越控除

(1) 同一所得内の控除

氏名 _____ 殿

		① 繰越控除前の所得金額 円	② 繰越純損失額 (前年から繰り越された純損失の金額) 円	③ 差引計 (①-②) 円	④ ③の金額 (分離譲渡所得相互間の赤字、黒字の控除後の金額) 円	「④」欄には、「分離短期譲渡」と「分離長期譲渡」の③の金額のうち一方が赤字で他方が黒字であるときは、その赤字と黒字を相殺した後の金額が書いてあります。
総所得	①					
所得	②					
所得	③					
山林所得	④					
退職所得	⑤					

(2) 所得相互間の控除

⑥のうち、赤字の金額の合計額	⑥	△ 円
----------------	---	-----

		⑦ ⑥のうち、黒字の金額 円	⑧ 差し引かれる⑥の赤字の金額 円	⑨ 純損失控除後の金額 (⑦-⑧) 円	「⑨」の「⑦~⑩」欄には、「⑥」欄の⑦~⑩までの順に充てられる「⑧」欄の赤字の金額が書いてあります。
総所得	⑦				
所得	⑧				
所得	⑨				
山林所得	⑩				
退職所得	⑪				

2 雑損失の繰越控除

繰越雑損失額 (前年から繰り越された雑損失の金額)	⑫	△ 円
------------------------------	---	-----

		⑬ 雑損失控除前の所得金額 円	⑭ 差し引かれる⑫の赤字の金額 円	⑮ 雑損失控除後の金額 (⑬-⑭) 円	「⑮」の「⑬~⑯」欄には、「⑬」欄の⑬~⑯までの順に充てられる「⑭」欄の赤字の金額が書いてあります。
総所得	⑬				
所得	⑭				
所得	⑮				
所得	⑯				
山林所得	⑰				
退職所得	⑱				

3 総所得金額等の計算

		⑲ 繰越損失控除後の金額 (1又は2による赤字控除後の金額) 円	⑳ 特別控除額 円	㉑ 所得金額 (⑲-⑳) 円	「㉑」欄には、1の(1)の「⑲」欄の金額、(2)の「㉑」欄の金額又は2の「㉑」欄の金額が書いてあります。
総所得	⑲				
所得	⑳				
所得	㉑				
所得	㉒				
山林所得	㉓				
退職所得	㉔				

() のうち () 目